

学生・教職員 の皆さんへ

令和 2 年 5 月 1 日
公立大学法人島根県立大学
新型コロナウイルス対策本部長
学 長 清 原 正 義

【第 3 報=重要なお知らせ】新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を踏まえ、4月10日付けおよび4月15日付けで、当面ご協力いただきたい事項をお知らせしていますが、政府が特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令され、島根県内でも感染者が確認されるなど、新型コロナウイルス感染症は予断を許さない状況となっています。

本学では、学生の皆さんと教職員の安全安心を第一に、教育の機会を確保し、学修を保証することが大学の使命と考え、5月11日（月）からの春学期授業の実施にあたっては下記のとおりとすることとしましたので、お知らせします。

引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、授業の実施、学生の皆さんと教職員への支援に取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、これまでお願いしてきましたとおり、各自が適切な行動をされますようお願いいたします。

記

【授業の実施方法について】

- 5月11日（月）からの授業は遠隔授業（オンラインやオンデマンドを利用した授業）を主として実施します。
- 公欠の特別措置を実施し、休みやすい環境づくりをします。

【学生支援について】

- 新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生の皆さんに2020年4月からスタートする高等教育修学支援新制度や貸与型奨学金の在学申込を受付けています。
- 国が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として特別定額給付金（仮称）の実施を予定しています。
- 市町村社会福祉協議会は、教育支援資金や個人向け緊急小口資金等の貸付を行っています。
- 家計が急変した学生に対する島根県立大学独自の学生支援も検討しています。詳細が決まりましたら、あらためてお知らせいたします。

【行動上の注意について】

- 日常生活に不可欠な外出以外、いわゆる不要不急の帰省、旅行や出張などの移動は、原則、避けてください。

[学生の皆さん]

やむを得ず県外等に出かける必要がある場合は、「移動先」「期間」「理由」を学生支援課等に届け出てください。また、島根県に帰県したら、朝夕の検温などの健康観察を2週間行ってください。

なお、感染者が発生した場合を考慮し、後で行動を追跡確認できるよう、自身の行動と交友関係を記録するなど把握しておいてください。

[教職員の皆さん]

必要な出張等のため、県外等に出かける場合は、「移動先」「期間」「理由」を副学長または上司に届け出てください。また、島根県に帰県したら、朝夕の検温などの健康観察を2週間行ってください。

- 従来からお願いしているように、換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」いわゆる「3密」を避ける行動をお願いします。
- 繁華街の、接客を伴う飲食店等への出入りは、当面控えてください。
- アルバイトを行う場合は、「アルバイト先」「期間」を浜田キャンパスは学生支援課、松江キャンパスは教務学生課、出雲キャンパスはチューターにそれぞれ届け出てください。
なお、不特定多数の人が出入りし、狭い場所での飲食・会話を伴うような場所（例えば居酒屋など）でのアルバイトは自粛してください。
- 引き続き、手洗い、咳エチケットを励行するほか、やむを得ず外出する場合はマスクを着用してください。
- 新型コロナウイルスに関する不確かな情報や間違った情報、それを拡散してほしい旨の情報（チェーンメール）がSNS等で送信される事案が多数発生しています。
また、厚生労働省等からは、新型コロナウイルスを題材とした攻撃メールが出回っているとの注意喚起もされています。
不自然なメールは安易に開かない、安易に転送しないなど、秩序を保った冷静な対応をお願いします。